

(小規模修繕業者名簿登録申請)

納 税 証 明 書 の 提 出 期 間

申 請 期 間		有 効 期 間		納 税 証 明 書 提 出 期 間	備 考	
①	令和3年5月17日から 令和3年6月15日まで	令和3年7月1日から 令和6年6月30日まで	(3年)	① 令和4年6月1日から 令和4年6月30日まで	有効期間の区分に 応じ、納 税証明書 をそれぞ れの提出 期間内に 必ず提出 してくだ さい。	
②	上記①に係る申請の受付終了日の翌日から 令和3年10月15日まで	令和3年11月1日から 令和6年6月30日まで	(2年8か月)			有効期間が2年 を超える場合
③	上記②に係る申請の受付終了日の翌日から 令和4年2月15日まで	令和4年3月1日から 令和6年6月30日まで	(2年4か月)			② 令和5年6月1日から 令和5年6月30日まで
④	上記③に係る申請の受付終了日の翌日から 令和4年6月15日まで	令和4年7月1日から 令和6年6月30日まで	(2年)	令和5年6月1日から 令和5年6月30日まで		
⑤	上記④に係る申請の受付終了日の翌日から 令和4年10月15日まで	令和4年11月1日から 令和6年6月30日まで	(1年8か月)			有効期間が1年 を超える場合
⑥	上記⑤に係る申請の受付終了日の翌日から 令和5年2月15日まで	令和5年3月1日から 令和6年6月30日まで	(1年4か月)			
⑦	上記⑥に係る申請の受付終了日の翌日から 令和5年6月15日まで	令和5年7月1日から 令和6年6月30日まで	(1年)	提出は不要です。		
⑧	上記⑦に係る申請の受付終了日の翌日から 令和5年10月15日まで	令和5年11月1日から 令和6年6月30日まで	(8か月)			有効期間が1年 以下の場合
⑨	上記⑧に係る申請の受付終了日の翌日から 令和6年2月15日まで	令和6年3月1日から 令和6年6月30日まで	(4か月)			

※2月15日、6月15日、10月15日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日までとします。

※受付終了日の翌日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日からとします。